

# 会費未納による会員権の一時停止に関する取扱規程

## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款施行規則第8条2項に基づき、会員は年会費を6月末日までに納付しなければならないが、その納付時期の遅滞に伴う会員権の一部を一時停止するため、その処分を受ける会員（以下「当該会員」という。）に関する手続及びその処分の取扱について定める。

## (会費督促)

**第2条** 本会は、会費を納付しない会員に、会費納付督促書を当該年度の7月末日までに送付する。

## (処分)

**第3条** 会員は前条の督促を受けたにもかかわらず、当該年度の9月末日までに会費を納付しないときは、本会は次条の期間中、第5条に定める会員権を停止する。

## (停止期間)

**第4条** 当該会員は、当該年度の10月1日から会員権の一部が直ちに停止され、会費を納付した日から5日以降に停止処分が解消される。

## (処分内容)

**第5条** 当該会員に対する会員権の一部停止は、次の各号の通りとする。

- (1) 「ふれんず（流通事業）」の利用を停止する。ただし、宅地建物取引業法の規定により指定流通機構の登録義務がある場合は、登録申請のみができる。
- (2) 本会が会員の業務支援活動として行う情報提供は、一切停止する。ただし、業務上重要な法改正等周知のため、本会（本部・支部）が発刊する広報は送付することができる。
- (3) 株式会社福岡県不動産会館（以下「会館」という。）が本会会員に限定して販売する商品について、会員価格による購入はできない。
- (4) 本会（本部・支部）及び関連他団体の研修会への出席・受講はできるが、本会から文書による開催通知は行わない。
- (5) 本会（本部・支部）が実施する会員間の交流に関する事業の参画並びに利用を停止する。

**(義務履行)**

**第6条** 当該会員は前条による会員権の停止期間中といえども、本会の諸規程に基づく義務を遵守・履行する義務を負う。

**(総会等への対応)**

**第7条** 当該会員が社員（代議員）のとき、会員権停止期間中に総会（本部・支部）及びその他会議が開催される場合は、当該会員にこれを通知せず、出席を求めない。

**(規程の改廃)**

**第8条** 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。